

富山県総合デザインセンター「デザインオフィス」入居募集要項

1. 概要

デザインと技術の融合によるイノベーションで世界市場に向けた新商品開発・新事業創出に挑戦する企業を支援することを目的に、富山県総合デザインセンター（以下「総合デザインセンター」という。）に隣接する新棟を建設し、そこに「デザインオフィス」を整備して入居企業を募集するものです。

総合デザインセンターでは、これまで企業とデザイナーのマッチングによる商品企画、デザインモデル試作を通じて、150件以上の商品開発を支援してきました。

こうした支援機能をさらに拡充強化し、デザイナーのほか、異分野におけるエンジニア、研究者、マーケティング関係者など、多くの人材による異脳の交流を推進し、入居企業の個々のニーズにあったプロジェクトの提案など、デザインを活用した新ビジネスの創出を目指しています。

2. 特徴・入居者のメリット

①イノベーションを生む異能交流の場

- ・国内外で活躍するデザイナーや、デザインエンジニア、国内大手企業の先行開発チーム、全国のデザイン系大学教員や学生、各分野の試験研究機関、海外デザイン機関、県内企業のエンジニア・商品開発チーム、クラウドファンディング企業まで、次世代の産業を担う多彩な人材が交流し、新たなイノベーションを生み出す場を提供します。
- ・デザイン開発を行うための環境が整っています。各デザインオフィスには、全室ホワイトボード仕様の壁面を備えるほか、デザイン図書ライブラリー、打合せスペース、Wi-Fi環境等を備えた「連携交流スペース（仮称）」が無料で利用できます。
- ・総合デザインセンターのデザイン、マーケティング専門職員に随時相談ができます。

②多彩な企画でプロジェクトを創出

- ・世界の産業動向に精通した講師と、次世代のものづくりを語りあう「デザインイブニングサロン」や、大手企業が設定するテーマに対し、グループワークで解決策を模索する「オープンイノベーション」、全国の学生が富山のものづくりを体感する「サマーデザインキャンプ」など、多彩な企画を通し、入居企業と交流拠点に集まる異分野の専門家や県内企業を結び、継続的なプロジェクトを生み出します。

③アイデアを具現化する充実した試作環境

- ・総合デザインセンターの最新の3Dプリンター、3Dスキャナーをはじめ、プロジェクトを進めるうえで不可欠な試作用設備（有料）を活用できます。総合デザインセンター研究員が試作品の製作方法や設備利用についてアドバイスいたします。
- ・センター隣に、モデル製作専門の民間企業が立地しており、高品質な最終モックアップの製作委託が可能です。

3. 施設所在地及び建物の概要

- ・所在地：高岡市オフィスパーク 5 番地
(北陸自動車道高岡・砺波スマートインターより車で 3 分、
北陸新幹線新高岡駅より車で約 16 分、あいの風とやま鉄道高岡駅から車で約 20 分)
- ・建物の概要：鉄骨造 2 階建（1 階：駐車場、2 階：企業入居スペース）
- ・企業入居スペース：「デザインオフィス」計 6 室（室内面積：33 ㎡…5 室、41 ㎡…1 室）
- ・平面図：別紙のとおり

4. 入居期間及び使用料

(1) 入居期間

- ・3 年以内（更新可能。更新の場合は、原則 2 か月前までに申請が必要）

(2) 入居料金

- ・デザインオフィス（33 ㎡）5 室 月額 74,700 円（税込、共益費込。敷金・礼金なし）
- ・デザインオフィス（41 ㎡）1 室 月額 92,800 円（税込、共益費込。敷金・礼金なし）
- ※入居期間が 1 か月に満たない場合は日割計算
- ※入居者が中小企業の場合、入居から 3 年間に限り 1/3 を減免
- ※入居料金は、毎月、県が発行する納付書で別に定める期日までに前納いただきます

(3) 入居者負担

- ・入居料金のほかに入居者負担が見込まれる費用
(電気料金 [デザインオフィスの部屋毎に個別電気メーター有]、電話料金、インターネット
使用料、NHK 受信料、粗大ごみ及び産業廃棄物等委託料金、各オフィスで使用する設備・備
品等の搬入・搬出経費等)

5. 共用施設

- ・新 棟：・ロビー、階段
 - ・共用湯沸室 1 ヶ所（キッチン、IH コンロ）
 - ・男子トイレ 1 ヶ所（小便器 1 ヶ所、ウォシュレット式洋便器 1 ヶ所）
 - ・女子トイレ 1 ヶ所（ウォシュレット式洋便器 1 ヶ所）
- ・既設棟：・連携交流スペース（仮称）[デザイン図書ライブラリー、打合せスペース等]
 - ※入居者は、原則平日の 9:00～17:15 利用可
(土、日、祝日等は、デザインセンター閉館日のため、利用不可)
デザインセンターの行事等により、利用時間が変更となる場合があります。

6. 主な設備等

- ・天井高 : 3.0m
- ・照明 : LED 照明、750 ルクス (机上)
- ・床 : OA フロア、タイルカーペット敷、床荷重 290kg/m²
- ・壁 : 側壁面ホワイトボードシート貼り
- ・電気容量 : デザインオフィス 1～5 : 単相 3 線 200/100V 5kVA
 デザインオフィス 6 : 単相 3 線 200/100V 6kVA
- ・空調設備 : 個別空調 (電気料は各室個別メーター積算、入居者負担)
- ・退室管理 : 24 時間入退室可能 (機械警備)
- ・電話設備 : NTT 外線 (別途個別契約要、入居者負担)
- ・TV アンテナ端子有り (既設センターより分岐可、地上デジタル、BS デジタル視聴可)
- ・ネット環境 : 別途個別契約要
 各デザインオフィスにデザインセンターからの光ケーブル用の空配管を敷設により、デザインセンターの光回線を使用可。この場合、デザインオフィスまでの LAN 配線工事、ネット使用料は入居者負担
- ・その他 : オフィス用机椅子、什器等、必要な備品等は入居者が持込

7. 主な入居条件

- ・下記①～③のいずれかに該当する事業者であること。
 - ①総合デザインセンターの設備を活用した商品開発・新事業創出等に取り組む事業者。
 - ②デザインと先端技術の融合による商品開発・新事業創出等に取り組む事業者。
 - ③本県のデザイン産業・ものづくり産業の発展に寄与すると見込まれる事業者。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び富山県暴力団排除条例に関する規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- ・危険な材料・ガスの使用や、騒音・振動・悪臭等を発生させないこと。なお、発火性又は引火性を持つ物品は持ち込まないこと。電気以外の暖房器具等も持ち込まないこと。

8. 主な入居取消条件

- ・公序良俗に反する行為を行なったと認められるとき。
- ・故意に施設又は設備を破損させたとき。
- ・入居者 (従業員含む) が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び富山県暴力団排除条例に関する規則第 3 条各号に掲げる者のいずれかに該当すると認められたとき。
- ・偽りその他不正な手段により使用許可を得たことが判明したとき。
- ・3 か月以上にわたり、使用料又は電気料等を滞納したとき。
- ・正当な理由なく 3 か月以上施設を利用しないとき。
- ・条例、規則等の規定に違反したとき。

9. 退去

- ・原則、退去日の3か月前までに連絡が必要です。
(別途、退去届を提出いただきます)

10. 入居者の選定方法

- ・入居申請書及び添付書類について、県が審査し入居者を決定します。

11. 申請書類

- 1 施設利用申請書
- 2 事業計画書
- 3 申請者の事業の内容を記載した書類
- 4 (個人の場合) 住民票の写し
- 5 (法人の場合) 定款若しくは寄付行為及び登記事項証明書又はこれらに準じるもの
- 6 申請の日の属する事業年度の直前3事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- 7 その他知事が必要と認める書類

12. 問合せ先・申請書類の提出先

富山県総合デザインセンター

住所：〒939-1119 高岡市オフィスパーク 5 番地

電話：0766-62-0510

FAX：0766- 63-6830

E-mail：dc5@toyamadesign.jp

WEB：<http://www.toyamadesign.jp/>

別記様式1（第2条関係）

施設利用申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

印

電話

富山県総合デザインセンター条例第4条第1項（第4項）の規定により、施設を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、私（当該法人（団体）及びその役員）は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員及び富山県暴力団排除条例に関する規則第3条各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請の区分	新規 ・ 更新
施設の名称	(面積 m ²)
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用目的	
設置物件等	
その他必要な事項	

備考

1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者の事業の内容を記載した書類
- (3) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- (4) 申請者が法人その他の団体である場合は、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- (5) 役員名簿
- (6) 申請の日の属する事業年度の直前3事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
- (7) その他知事が必要と認める書類

2 「申請の区分」欄は、該当する文字を○で囲むこと。

3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。